

第2章 新規性

22 関連条文

意匠法

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- (第2項略)

22.1 意匠法第3条第1項各号の規定

意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であっても、意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠(以下「公知の意匠」という。)に該当するもの、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するものは、新規性を有さないものであり、意匠登録を受けることができない。

すなわち、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠、又は意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、それが自己の創作した意匠で自らが公開したものであっても新規性を喪失したものとなり、その意匠と同一又は類似の意匠に該当するものについて意匠登録出願をしても、意匠登録を受けることができない。

22.1.1 意匠法第3条第1項第1号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

22.1.1.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠法第9条、意匠法第10条等)とは異なり、意匠登録出願の時分(注)を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において公然知られるものとなった意匠について、その日の午後意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に公然知られた意匠に該当する。

(注)

「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.1.2 公然知られた意匠について

公然知られた意匠とは、不特定の者に秘密でないものとして現実
その内容が知られた意匠のことをいう。

22.1.1.3 公然知られた意匠として取り扱わない意匠

(1) 登録意匠公報の発行日前の登録意匠

登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定
登録がされていても、一般に公然知られた意匠として、意匠法第
3条第1項第1号の規定の適用の基礎となる資料とすることには
疑義が認められるため、公然知られた意匠としては取り扱わない。

22.1.1.4 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い

公然知られた意匠に該当する場合は、以下のすべてについて具体
的に出願人に提示しなければならない。

(1) 公然知られた意匠に係る物品及びその形態

(2) 上記意匠が不特定の者に秘密でないものとして現実に知ら
れた事実

22.1.2 意匠法第3条第1項第2号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載さ
れた意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

22.1.2.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠法
第9条、意匠法第10条等)とは異なり、意匠登録出願の時分(注)
を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において、頒布さ
れた刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用
可能となった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたと
きは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に頒布された刊
行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能と
なった意匠に該当する。

(注)

「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線
を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、
当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回
線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.2.2 頒布について

頒布とは、刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれることをいい、現実には誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

22.1.2.3 刊行物について

刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体（CD-ROM、意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）をいう。

22.1.2.4 刊行物の頒布された時期の取扱い

(1) 刊行物に発行時期の記載又は受入印(注)がある場合

受入印がなく、発行の年月日が記載されているときは、その年月日を採用する。

なお、当該発行の年月日の記載が

()年のみの場合は、その年の末日

()年月のみの場合は、その年月の末日

と推定する。

発行の年月日及び受入印があるときは、どちらか早い方の年月日を採用する。

発行の年月日の記載がなく、受入印があるときは、その年月日を採用する。

(注)

受入印とは、刊行物を受け入れた組織（特許庁意匠課、特許庁意匠課旧資料係、独立行政法人工業所有権総合情報館、旧工業所有権総合情報館、旧万国工業所有権資料館）が受入事実の特定のために、刊行物の表紙等に押した受入組織及び受入日付を明記した印である。

(2) 刊行物に発行時期の記載及び受入印がない場合

当該刊行物について、書評、抜粋、カタログなどを掲載した刊行物があるときは、その発行時期から、当該刊行物の頒布された時期を推定する。

当該刊行物について、重版又は再版などがあり、これに初版の発行時期が記載されているときは、それを頒布された時期と推定する。

その他適当な手がかりがあるときは、それから頒布された時期を推定又は認定する。

22.1.2.5 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について

- (1) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が異なる場合
それぞれの年月日によって前後関係を判断すれば十分であり、それ以上の時分まで認定、あるいは推定して前後関係を判断する必要はない。
- (2) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が同日の場合
意匠登録出願の時が刊行物の頒布された時よりも後であることが明らかな場合のほかは、刊行物の頒布された時期が意匠登録出願の前であるとはしない。

22.1.2.6 刊行物に記載された意匠について

刊行物に記載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該刊行物に記載された意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 新規性の判断の基礎となる資料とできると認められるものの例
刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形態が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形態が物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形態を推定できるもの
刊行物に記載された物品に係る意匠はもちろん、その物品の中に含まれるその物品とは非類似の物品に係る意匠（例えば、部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形態を識別できるもの
意匠公報に掲載された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品の具体的な形態を識別できるもの

22.1.2.7 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について

- (1) 回線について

回線とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送（双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は除く。）は、回線には含まれない。

(2) 公衆について

公衆とは、社会一般の不特定の者を指す。

(3) 公衆に利用可能について

公衆に利用可能とは、社会一般の不特定の者が見得るような状態におかれていることを指し、現実に誰かがアクセスしたという事実は必要としない。例えば、インターネットにおいて、リンクが張られ、サーチエンジン(注1)に登録され、又はアドレス(注2)が公衆への情報伝達手段(例えば、広く一般に知られている新聞、雑誌等)にのっており、かつ公衆からのアクセス制限がなされていない場合には、公衆に利用可能である。

(注1)

検索エンジンとも呼ばれ、インターネット上で目的とするサイトを探すためにデータベース的な役割を果たすサイトを指す。

(注2)

URL (Uniform Resource Locator) という表記方法で表記されたインターネットのサービスの所在地を指す。一般に、<http://xxx.or.jp>のように表記される。

(4) 公衆に利用可能となった意匠の時期について

当該意匠登録出願前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった事実が認められれば足りる。

22.1.2.8 インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い

インターネットを通じて得られる意匠情報(以下「電子的意匠情報」という。)を、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として引用するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること (22.1.2.8.1)

(2) 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおりに掲載されていたこと (22.1.2.8.2)

22.1.2.8.1 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること

インターネットにのせられた情報は、不特定の者がアクセス可能な情報であり、頒布された刊行物に記載された情報と同様の情報伝播力を有するので、通常、公衆に利用可能な情報である。

ホームページへのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネットにのせられており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ不特定の者がアクセス可能であれば、公衆に利用可能な情報であるといえる。

(1) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められるものの例

サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの又はその情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの(例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされている場合又はアドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの)

パスワードが必要なものにおいては、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの(この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。)

有料のホームページにおいては、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの(この場合には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。)

(2) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められないものの例

インターネットにのせられていても、以下に該当するものは公衆利用可能性があるとはい難い。

インターネットにのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスでき

ないもの

情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）

情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く。）

公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）

22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと

（1）引用する電子的意匠情報の掲載日時（注）及びその内容の改変の問題

インターネットにのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかは常に問われることとなる。

審査官が電子的意匠情報を発見した時点では、引用しようとする電子的意匠情報の掲載日時の表示が意匠登録出願前であったとしても、その表示自体が改変されている可能性を完全に排除することはできない。

（注）

掲載日時の表示については、インターネットの情報がそのホームページにのせられた国又は地域の時間を、日本時間に換算して判断する。

（2）引用する電子的意匠情報の掲載日時及びその内容の改変の問題への対応

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページについては、審査官がアクセスした時にのせられている内容が、ホームページで示されている掲載日時の表示の時点にのせられていたものと推認して引用する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合には、引用することができるか否かを調査する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページにのせられている情報は引用しない。

- (3) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページの例

以下のホームページに掲載されている電子的意匠情報は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極めて低いと考えられる。

刊行物等を長年出版している出版社のホームページ
(新聞、雑誌等の電子情報をのせているホームページ)
学術機関のホームページ(学会、大学等のホームページ)

国際機関のホームページ(標準化機関等の団体のホームページ)

公的機関のホームページ(省庁のホームページ)

ただし、このようなホームページであっても、掲載日時の表示がない場合は原則的には引用しないが、掲載された電子的意匠情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者によって、ホームページへの掲載日時及び内容についての証明が得られれば引用することができる。

- (4) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合の対応

審査官は、引用しようとする電子的意匠情報の当該疑義があると判断した場合には、問い合わせ先等として表示されている連絡先に、改変されているか否かの照会をして、当該疑義について検討する。

検討の結果、疑義が解消しないものに関しては引用しない。

- (5) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページの取扱い

問い合わせ先が明らかでないもので、かつ掲載日時の表示が示されていないホームページは、当該疑義を解消する可能性が少ないので引用しない。

- 22.1.2.9 電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について
刊行物に記載された意匠と同様に、電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは、当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。（前記22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）

- 22.1.3 意匠法第3条第1項第3号
前二号に掲げる意匠に類似する意匠

- 22.1.3.1 公知の意匠と全体意匠との類否判断

公知の意匠と全体意匠（注）とが、以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

公知の意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること

それぞれの意匠に係る物品の形態が同一又は類似であること

なお、上記 及び が同一の場合、両意匠は同一となる。

（注）

全体意匠とは、部分意匠以外の意匠であり、部品に係る意匠を含むものである。

- （1）意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

それぞれの意匠に係る物品の用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

- （2）形態の共通点及び差異点の認定

それぞれの意匠に係る物品全体の形態及び各部の形態について、共通点及び差異点を認定する。

(3) 意匠の類否判断

意匠の類否判断とは、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)及び(2)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに变化するものであるが、一般的には、

見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。

ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。

大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

色彩のみの違いは、形状又は模様の変異に比して、ほとんど影響を与えない。

といえる。